

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-125号
2	公募日	令和8年10月5日
3	契約担当者	能代市長 鍋谷 暁
4	件名	地元企業向け調査・分析業務委託
5	業務場所	能代市内
6	履行期間	契約締結日～令和8年12月28日
7	当該業務の主管課	環境産業部 商工労働課 電 話 番 号 0185-89-2186 ファクシミリ番号 0185-89-1775
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	地元企業向け調査・分析業務 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登載されている者であること (2) 秋田県内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと (4) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額(消費税等を除く)とする
12	入札予定日	令和8年10月20日 (火) 午後1時50分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり

入札スケジュール

件 名 : 地元企業向け調査・分析業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年10月5日（月） 正午から 令和8年10月7日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年10月5日（月） 正午から 令和8年10月7日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年10月5日（月） 正午から 令和8年10月9日（金） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年10月9日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年10月14日（水）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年10月20日（火） 午後1時50分 会 場 : 能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

令和 年 月 日

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿記載番号)

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第167条の4（ただし、第2項は他の地方公共団体に限る）に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-125号			
物 品（業 務）名	地元企業向け調査・分析業務委託			
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市長 鍋 谷 暁 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	地元企業向け調査・分析業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第 1 1 2 条第 1 項第 3 号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
	電話番号 0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

設 計 書

地元企業向け調査・分析業務委託

一金

円也

仕様概要

- (1) 人件費
- (2) 物件費
- (3) その他諸経費

※郵送料は委託料に含む

細 目	摘 要	数量	単位	単価	金額	備考
(1)人件費	実施計画策定					
	主任技術者		人・日			
	技術者		人・日			
	調査票設計					
	主任技術者		人・日			
	技術者		人・日			
	調査票封入・発送					
	作業員		人・日			
	WEBアンケートフォーム構築					
	技術者		人・日			
	入力データ精査					
	技術者		人・日			
	データ集計・分析					
	技術者		人・日			
	作業員		人・日			
	打ち合わせ・協議					
	主任技術者		人・日			
	技術者		人・日			

細 目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(1)人件費	提言施策立案					
	主任技術者 技術者		人・日 人・日			
	報告書作成					
	主任技術者 技術者		人・日 人・日			
	小計					a
(2)物件費	郵送用調査票					
	A4両面可、1色刷、鑑文	610	部			
	発送用封筒					
		610	部			
	小計					b
(3)その他諸経費	雑費・調査票送付料・交通費等					c
計						a+b+c
消費税		10	%			
合計						

仕 様 書

1 件名

地元企業向け調査・分析業務委託

2 業務の目的

人口減少や少子高齢化の進行、物価・エネルギー価格の高騰、デジタル化への対応など、地域企業を取り巻く経営環境は大きく変化している。

こうした中、市内企業が抱える課題は、人材確保・育成にとどまらず、販路拡大、生産性向上、設備投資、事業承継、新分野への展開など多岐にわたっている。

また、地域経済の持続的な発展と雇用の維持・確保のためには、若者や女性をはじめとする多様な人材に選ばれる企業づくりや、誰もが働きやすい職場環境の整備を進めることも重要となっている。

本業務では、市内企業を対象としたアンケート調査を実施し、企業の経営状況、今後の事業展開、雇用・人材確保の状況、職場環境、能代市等による支援制度の利用状況・評価、今後必要とする支援等を把握・分析し、既存の支援策では十分に対応できていない企業ニーズや新たな課題を把握し、今後の企業支援及び雇用・人材確保支援施策の方向性について提案することを目的とする。

なお、本調査は、厚生労働省「地域雇用活性化推進事業」の活用に向けたニーズ調査としても位置付け、調査結果を同事業の事業構想の検討にも活用する。

3 履行期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

4 業務内容

受注者は、以下の業務を実施するものとする。

(1) 調査設計及びアンケート項目の検討

本業務の目的を踏まえ、市内企業の現状、課題及び今後必要とする支援等を効果的に把握できるよう、調査全体の設計及びアンケート項目について検討する。

アンケート項目については、以下に示す「調査において把握を想定する事項」を参考とし、受注者の有する企業調査・雇用政策等に関する知見や経験を踏まえ、調査目的の達成により効果的な設問、回答方法、選択肢等を提案するものとする。

なお、下記の事項は発注者が現時点で想定するものであり、受注者は、項目の追加、統合、整理等を含めて提案するものとし、調査項目及び調査票については発注者と協議の上、決定するものとする。

【調査において把握を想定する事項】

① 企業の基本情報

業種/従業員数/正規・非正規別の従業員数/男女別年代別の従業員数/男女別の管理職数/男女別の平均勤続年数/男女間の賃金差/男女別の配置職種等/回答者氏名・役職

② 経営状況及び今後の事業展開

売上等の動向/現在の経営状況/今後3～5年程度の将来展望（事業の拡大、維持、縮小、事業承継、廃業等に関する意向）/将来展望実現に向け必要と考える取組

③ 経営・事業運営上の課題・影響

人材確保/人材育成/従業員の定着/原材料・物価高/エネルギー価格/販路開拓/生産性向上（設備更新・デジタル化）/新商品・新サービス開発/新分野への参入/事業承継/資金調達/その他/影響（自由記述）

④ 雇用・人材確保及び人材育成の状況

現在の採用手段（ハローワーク、求人サイト等）/人材確保の状況/確保が難しい人材/人材確保が難しい理由/採用活動上の課題/人材定着に向けた取組/人材育成の取組/資格取得・研修等の実施状況/今後必要とする人材（資格、経験、高卒・大卒等）/現在の欠員数/今後の採用予定（採用予定人数、職種、採用時期等）

⑤ 能代市等が実施する支援制度の利用状況及び評価

支援制度の利用状況/利用による効果/利用する上での課題/制度を利用していない理由（既存制度の継続・拡充・見直しの必要性等を把握する。特に、現在、能代市が実施している人材確保、人材育成、資格取得、若者の地元就職、求人情報発信、生産性向上等の支援について、その必要性や効果、今後の方向性を検証できる項目を設定する。）

⑥ 今後支援が必要と思う分野（優先度の高いもの3つ程度）

採用活動/企業情報・魅力発信（ターゲット層の確認も含め）/若者の地元就職・定着/UIJ ターン人材の確保/人材育成・資格取得/生産性向上・ICT・AI・デジタル化/設備投資/販路開拓/新商品・新分野への展開/事業承継/経営相談/支援制度等情報の一元化等

⑦ 若者・女性等に選ばれる職場づくりに向けた取り組み・ニーズについて

若者や女性をはじめとする多様な人材に選ばれる企業・職場づくりの状況や課題を把握するとともに、企業の魅力や仕事の内容を地域内外の人材等に知ってもらうための取組やニーズを把握する。

育児・介護との両立支援、柔軟な働き方等の取組状況/若者・女性等の採用・定着に向けた取組状況/若者・女性等に選ばれるための課題/自社の魅力・強み（技術、製品・サービス、仕事、人材、職場環境等）/企業の魅力や仕事内容を知ってもらうための情報発信・交流等の取組状況/企業見学、職場体験等の受入れ状況及び今後の実施意向/学校、学生、求職者、他企業等との交流・連携に関する意向/企業の魅力発信や企業見学等の取組を進める上での課題/若者・女性等に選ばれる企業・職場づくりのため必要な支援等

⑧ その他

関係団体（能代市、企業、経済団体、教育機関等）が連携して、取り組むべき事項等を把握する。

（２）調査票の作成

（１）に基づき、企業が回答しやすく、かつ、後の分析に必要な情報を十分に得られる調査票を作成する。

調査票の作成に当たっては、回答率の向上、設問数・回答負担、設問の順序、選択肢、クロス集計等による分析のしやすさを考慮するものとし、発注者と協議の上確定する。

（３）アンケート調査の実施

発注者が提供する企業リストを基に、市内企業を対象としてアンケート調査を実施する。

調査対象：約６００社

調査票の配布：郵送（郵送料は委託料に含む。なお、WEBアンケートフォームへ遷移するQRコードを記載する鑑文書のみ印刷・送付とするものとする。）

回答方法：Web

※受注者は、Web 回答フォームの作成、回答データの管理等を行うものとする。

※使用する Web アンケートサービスについては、機密性が担保され、個人情報等の適切な管理が可能なものとし、発注者と協議の上決定する。

※アンケートべ切後、未回答企業リストを発注者に提供するものとし、発注者は必要に応じて督促等を行うものとする。

（４）集計・分析

アンケート結果について、単純集計に加え、業種、企業規模、従業員構成等を踏まえたクロス集計・分析を行うものとする。（例：「企業属性 × 課題」「企業属性 × 人材ニーズ」「企業属性 × 支援ニーズ」等）

特に、地域企業が抱える経営・雇用課題、人材確保・育成に関する課題、企業が必要とする支援の内容・優先順位、能代市等の既存支援制度の利用状況・効果・評価・既存支援の継続・拡充・改善に対するニーズ、現在の支援では対応できていない新たなニーズ、若者・女性等に選ばれる職場づくりに向けた課題等を明らかにする。

また、既存の能代市の支援制度について、利用企業・未利用企業の回答や、企業属性等とのクロス分析を行うなど、支援施策の必要性・有効性を検証できる分析を行うものとする。

（５）施策の提案

調査結果を踏まえ、能代市が今後取り組むべき企業支援・雇用対策について提案する。

提案に当たっては、既存施策の継続が必要なもの、既存施策の改善・拡充が必要なもの、新たに取り組むことが考えられるもの等について整理するとともに、調査結果を踏まえ優先的に対応すべきニーズ・課題を整理するものとする。

5 成果品

(1) 調査報告書

以下の内容を含むものとする。

調査概要/回答企業・属性/アンケート集計結果/クロス集計・分析結果/地域企業の課題整理/施策提案/その他必要な事項

(2) アンケート集計データ

Excel 等の編集可能な形式による集計データ。

(3) 調査票・Web フォーム

最終確定した調査票及び Web 回答フォームのデータ等。

6 成果品の形式

報告書：PDF 及び Word 等の電子データ

集計データ：Excel 等の電子データ

調査票：Word 等の電子データ

7 業務実施上の留意事項

(1) 調査設計等に係る協議

業務の実施に当たっては、発注者と十分に協議しながら進めること。

(2) 専門的知見の活用

受注者は、企業調査等に関する知見・経験を活用し、本仕様書に例示する事項にとられることなく、調査目的の達成のため、より効果的な調査項目、調査方法及び分析方法を積極的に提案すること。

(3) 個人情報等の取扱い

調査の実施に当たっては、個人情報その他の情報について適切に管理し、情報漏えい等の防止に必要な措置を講じること。

(4) 調査結果の活用

本調査は、厚生労働省「地域雇用活性化推進事業」の活用に向けたニーズ調査としても位置付け、調査結果については、同事業の事業構想の策定をはじめ、今後の雇用・人材確保施策の検討に活用する。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。